

## SANCHOKUカード電子マネーサービス 利用規約

### 第1条(目的)

本規約は、株式会社産直(以下「当社」といいます。)が発行する、SANCHOKUカードに付帯する「電子マネーサービスについて規定するもので、SANCHOKUカードの利用者(以下「お客様」という)は本規約に従ってお取引いただくものとします。

### 第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1) SANCHOKUカード電子マネー(以下「電子マネー」といいます。))とは、当社が発行するSANCHOKUカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) SANCHOKUカード電子マネーサービス(以下「電子マネーサービス」といいます。))とは、お客様が当社の電子マネーサービス利用店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品・役務(以下「商品等」という)の対価の全部、または一部の支払いとして、当社所定の方法によりSANCHOKUカードにチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) SANCHOKUカードとは、お客様が電子マネーを管理および利用するためのカードで、本規約末尾に記載されているSANCHOKUマークを付したカードをいいます。
- (4) お客様とは、本規約を承認のうえ、所定の手続きをされ、当社が入会を認めてSANCHOKUカードを利用される方をいいます。
- (5) チャージとは、第4条に定める方法により、お客様がSANCHOKUカードに電子マネーを加算することをいいます。
- (6) 電子マネー残高とは、お客様が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

### 第3条(SANCHOKUカード発行手数料)

- (1) お客様はSANCHOKUカードの発行に伴い、当社所定の発行手数料を支払うものとします。
- (2) 当社は理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

### 第4条(チャージ)

- (1) お客様は、当社所定の場所、方法にて、SANCHOKUカードに1,000円以上1,000円単位、1回当たり49,000円までチャージすることができ、1枚のSANCHOKUカードに対して、上限90,000円まで繰り返しチャージできるものとします。また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします(以下、付与する金額を「プレミアム」という。))プレミアムは当社のキャンペーン等でおお客様のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。プレミアムは1枚のSANCHOKUカードに対して10,000円以下と致します。1枚のSANCHOKUカードに蓄積できる上限額は、プレミアムを含め100,000円です。

### 第5条(SANCHOKUカード電子マネーサービスの利用)

- (1) お客様は、当社電子マネーサービス利用店で電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受ける事が出来るものとします。ただし、商品券その他の金券類・たばこ・はがき・切手・印紙類・宅配便・店頭販売、その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- (2) お客様が当社で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) お客様は、当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社のできる方法により、現金その他の支払方法と電子マネーを併用することができるものとします。電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、お客様はその不足額を当社が定める方法により支払うものとします。
- (4) お客様が当社において、商品等の購入または提供を受ける場合に、利用できる電子マネーカードの枚数は1枚に限ります。
- (5) お客様は電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、お客様は当該電子マネー残高について誤りがないことを承したものとします。

### 第6条(SANCHOKUカード電子マネー残高)

電子マネー残高は、電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるとします。またスマートフォン等、当社所定の方法で残高のほか利用履歴を確認することが出来ます。但し、システムの都合上、表示できる内容、件数は当社が定めるところによります。照会に際しての、電話料金及びインターネット利用代金等はおお客様のご負担となります。

### 第7条(SANCHOKUカード資格の有効期限・SANCHOKUカード資格喪失後の残高取扱)

- (1) お客様は、最後に電子マネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から2年後をもって自動的にSANCHOKUカードの利用が出来なくなります。また、SANCHOKUカードは電子マネー残高の有無によらず無効となり、電子マネー残高の払い戻しはできないものとします。
- (2) SANCHOKUカードの有効期限は、ご利用されたレシートの印字等でも確認できます。電子マネーサービスを利用した日、および最後にチャージした日は、レシートのほかスマートフォン、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することが出来るものとします。照会に際しての、電話料金、及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

### 第8条(SANCHOKUカード電子マネーの合算および移行)

- (1) 複数のSANCHOKUカードの電子マネー残高を合算することはできないものとします。
  - (2) お客様は当社が認めた場合を除き、SANCHOKUカードの電子マネーを他のSANCHOKUカードへ移行することはできないものとします。
- ### 第9条(SANCHOKUカード電子マネーサービスの利用ができない場合)
- お客様は次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、電子マネーサービスを利用すること、ならびに電子マネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。
- (1) 当社電子マネー利用店が、電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
  - (2) SANCHOKUカードの破損、または当社電子マネー利用店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。
  - (3) その他やむを得ない事由のある場合。

### 第10条(換金等不可)

第21条の場合を除き電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

### 第11条(SANCHOKUカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等)

当社が認めてSANCHOKUカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会された電子マネー残高は再発行されたSANCHOKUカードに引き継がれるものとします。この場合、お客様に第3条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。

### 第12条(SANCHOKUカード紛失・盗難等)

SANCHOKUカードの紛失、盗難、その他の事由によりSANCHOKUカード未使用残高が消失した場合、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社の故意、または重過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。

### 第13条(不正使用等の禁止)

お客様はSANCHOKUカードの偽造・変造・改ざん、その他の不正な方法による使用をすることはできません。また、お客様が本規約に違反したとき、当社は当該お客様に対し電子マネーサービスを終了させるものとします。また、本規約に違反した事により当社および他の利用者またはそれ以外の第三者に損害を与えた場合、その損害賠償の請求を行うことがあります。

### 第14条(貸与等の禁止)

お客様は、SANCHOKUカードを他人に貸与もしくは譲渡し、または質入れ等の担保に供する事はできません。

### 第15条(退会および電子マネーサービスの停止)

- (1) お客様は電子マネー残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社所定の一定期間が経過したときに、電子マネーサービスが利用できなくなります。
- (2) お客様が本規約に違反したとき、およびSANCHOKUカードの利用状況に照らして、サービス利用者として不適当と当社が判断したときは、当該お客様に対して、事前に通知または催告することなく、電子マネーサービスを停止する場合があります。この場合、当該お客様の電子マネー残高は返還しないものとします。
- (3) お客様が死亡した場合には、SANCHOKUカードを利用できなくなります。この場合、電子マネー残高は失効し、現金の払い戻しも行われないものとします。

### 第16条(当社との紛議)

- (1) お客様が、電子マネーサービスを利用して購入、または提供を受けた商品等について、返品・欠陥・契約不適合責任等の取引上の問題が発生した場合については、お客様と当社との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、お客様は当社に対し、電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

### 第17条(業務委託)

当社は、本規約に基づき生じる業務を円滑に行うために、その一部または全部を第三者に委託する事が出来るものとします。

### 第18条(反社会的勢力の排除)

- (1) お客様(本条においては電子マネーサービスの利用申込をしようとする方を含みます。))は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 当社は、お客様が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、利用を停止することができ、当該残高は失効するものとします。また当社はこれにより被った損失、損害、費用等の損害賠償を請求できるものとします。

### 第19条(規約の変更)

- (1) 本規約は、次の場合に変更できるものとします。
  - ① お客様の一般の利益に適合する場合
  - ② 前号の場合を除き、社会情勢、経営状況の変化その他の事情に照らして、本規約の変更が合理的である場合。
- (2) 本規約の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後の本規約の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項2号による変更の場合、前項の公表時と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

### 第20条(SANCHOKUカード電子マネーサービスの終了)

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、お客様に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
  - ① 社会情勢の変化
  - ② 法令の改廃
  - ③ その他当社のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、法令に基づき、お客様は当社が定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから、法律で定められた一定期間を経過した場合には、お客様は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

### 第21条(制限責任)

第9条に定める理由、およびその他の理由により、お客様が電子マネーサービスを利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が当社の故意、または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はかかる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)

### 第22条(通知の到達)

当社が、お客様に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社はお客様から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を送付すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

### 第23条(合意管轄裁判所)

お客様は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

### 【SANCHOKUカードに付されるSANCHOKUカードマーク】



### 【ご相談窓口】

SANCHOKUカード電子マネーサービスに関するお問合せ、ご相談等は、当社のホームページをご参照いただくか、下記にご連絡ください。

<SANCHOKUカードに関するお問合せ先>  
〒004-0064 北海道札幌市厚別区厚別西5条2丁目7-18  
TEL:011-895-5013 10時~18時まで(土・日・祝日・年休休業日は除く)

<SANCHOKUカード専用ホームページ>  
<http://www.sanchokunet.co.jp/>